

# ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・22年9月号



新聞の契約は慎重に！印鑑なくても、契約は口頭でも成立します・・・飯塚市消費生活センター

## （相談事例）

A子さん（70歳）は、現在取っている新聞とは違う新聞が突然入り出したので、あわてて販売会社へ問い合わせると、契約していると言われました。

A子さん自身は契約した記憶がありません。契約書を確認してみると、名前が書かれていますが、印鑑は押されておらず、しかも3年前の日付が入った契約書でした。

この契約は有効でしょうかとの相談です。

## （処理）

消費生活センターで契約書を確認すると本人の名前が書いてありました。印鑑を押してなくても署名をしていけば、一応、契約は成立と見なされることを伝え、ずらして取ることを新聞販売店に頼み、解決しました。

## （アドバイス）

契約は、口頭であっても合意があれば成立します。契約書面とは、約束事を双方確認する為に書面に記載するものです。先々の契約も、お互いに合意していれば有効になります。

特に新聞は、先々までの契約をしてしまいがちになり、契約したことを忘れている、簡単に解約できている消費者が多く、トラブルになりがちです。契約書面は、責任を持って保管しましょう。

また、契約してから8日間はクーリングオフができますので、困ったと思ったら、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

折りたたみ自転車（製品）の事故にご注意！・・・福岡市消費生活センター

環境に優しい乗り物として自転車が注目されています。中でも折りたたみ自転車は、収納や搬送が容易なことや比較的安価な商品が増えたことで販売台数が増えています。一方製品に対するトラブルの相談や事故の報告も増えています。特に折りたたみ自転車の場合、ハンドルやフレームなどの折りたたみ機構部分に関連した事故の報告や安全・品質・機能についての相談が多いようです。

## （相談事例）

折りたたみ自転車で走行中、15cmほどの段差があるところを降りた直後に、前輪とハンドルをつなぐフレームの一部が折損し、前方へ転倒してケガをした。

## （アドバイス）

折りたたみ自転車に乗ったり組み立てたりするときは、注意事項を守り折りたたみ機構部分などに亀裂や傷がないかなどを確認しましょう。

走行中に振動など異常に気づいたら直ちに使用を中止して点検しましょう。

購入するときは、製品の品質や安全性などが確認されたとして車体に付けられているJISマークやSGマーク、BAAマークなどを参考にするとよいでしょう。



直接手にとって商品を確認できないインターネットや通信販売などで購入する場合は、販売店名や製造メーカーなどの連絡先を確認してから購入しましょう。

困ったときは、  
気軽にご相談  
下さい



### 各消費生活センターの相談窓口

福岡県	092-632-0999（日曜日でも電話相談可）
福岡市	092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）
北九州市	093-861-0999（土曜日でも相談可）
久留米市	0942-30-7700
飯塚市	0948-22-0857
宗像市	0940-33-5454

\* 電話のかけ間違いにご注意下さい。